

## 寸又溪谷保全協力金のお願い

静岡県川根本町長 藺田 靖邦  
寸又峡美女づくりの湯観光事業協同組合  
代表理事 望月 孝之

日頃より、川根本町及び寸又峡温泉の観光振興にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
さて、本町の観光地であります寸又峡『夢のつり橋』に通じる寸又峡谷の『プロムナードコース』  
におきまして、来年度から利用者に『寸又溪谷保全協力金』をお願いすることといたしました。

寸又峡温泉のある寸又峡谷は、本州唯一の『大井川源流部原生自然環境保全地域』の下流域に位置し、奥大井県立自然公園、さらに南アルプスユネスコエコパークに認定されている貴重な観光地です。

こうした中で、寸又溪谷へ来訪される皆様が今以上に安全・安心・快適に過ごし、再度来訪したいと思っただけのような観光地として魅力の向上、受入環境の向上を進めていくために協力金をお願いするものであります。

今後も自然環境の保全と観光の振興に、官民一体で、より一層取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 記

1. 名 称 寸又溪谷保全協力金
2. 協力金徴収の根拠 川根本町が制定する『寸又溪谷保全協力金実施要綱』による
3. 協力依頼金額 1人一日500円を基本とする（任意）
4. 徴収方法 遊歩道入口において、現金にて徴収する \*電子決済による納付も検討中
5. 管理  
徴収した協力金については、町が管理し、新たに設置する寸又溪谷保全協力金運営委員会  
で用途を協議する。さらに、寸又溪谷保全基金条例を制定し、用途を管理する。
6. 運用開始 令和7年4月1日
7. 通行時間 午前7時～午後5時（最終入場：午後4時）  
\*季節により通行時間の延長、短縮あり  
\*登山客の通行は事前申込にて対応
8. 協力金の用途の例
  - 寸又溪谷の環境保全 安全・快適な利用のための業務
  - 遊歩道の日常管理、緊急時対応、美化清掃
  - 誘客促進事業（観光ガイド・イベント企画・待ち時間対策） など
9. 導入までのスケジュール
  - 協力金徴収要綱の制定 令和6年12月
  - 寸又溪谷保全基金条例の制定 令和7年3月
  - 運用開始 令和7年4月1日